建築基準法関係のお知らせ

令和3年1月1日以降に提出される申請書類については、原則、押印が不要となります。

1 押印について

申請書類への押印は原則不要となります。また、押印の見直しに伴い一部 の様式が改正されます。新しい様式についてはホームページ等にてご確認く ださい。なお当面の間、旧様式での申請も受付いたします。

2 注意事項

適用日以前に提出された申請書については、令和3年1月1日以降も添付 図書の押印等が必要なものとしてご対応いただきます。

行政書士法、建築士法等の他法令に基づいた押印は、他法令の決まりによります。

4 問合せ先

豊橋市役所建築指導課 建築審査グループ TEL 0532-51-2581

開発・建築許可及び位置指定道路等の お知らせ

<u>令和3年1月1日以降</u>に提出される開発・ 建築許可及び位置指定道路等の申請書等について、原則押印が不要となります。又、下記の一部の図書は申請書への添付が不要となります。

1 押印が不要となる申請書等

- ・申請書、添付図書、委任状(調査用)、証明願等の押印は原則不要となります。
- ・様式の改正がありますので、ホームページでご確認してください。なお当面の間、旧様式での申請も受付いたします。

2 申請書への添付が不要となる図書

- ・①委任状 ②用途変更しない旨の誓約書 ③浄化槽排水誓約書 ④土地所有者承諾書 ⑤排水同意書 ⑥関係(工事の実施の妨げとなる)権利者同意書 ⑦贈与誓約書 ⑧取引先証明 ⑨事業の裏付資料の資格免許証の写し ⑩承認工事の承認書
- ※誓約書は添付不要になりますが、<u>誓約内容については従前のとおりお守りいただかねばな</u>らないことは変わりありません。

※排水同意、関係権利者同意及び承認工事の承認は、配置図に同意若しくは承認されている 旨を記載して下さい。

3 注意事項

- ・適用日以前に提出された申請書については、令和3年1月1日以降も添付 図書の押印等が必要なものとしてご対応いただきます。
- ・行政書士法、建築士法等の他法令に基づいた押印は、他法令の決まりによります。

4 問合せ先

豊橋市役所建築指導課 開発審査グループ TEL 0532-51-2585